

耐震診断の結果を報告される方へ（ご案内）

－建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条関係－

耐震診断の義務付け対象建築物について

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の一部を改正する法律が、平成25年11月25日に施行され、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模な建築物の所有者は、耐震診断を実施し、平成27年12月31日までにその結果を所管行政庁に対して報告することが義務付けられました。既に耐震診断済みの建築物又は耐震改修済みの建築物の所有者も、その結果を報告する必要があります。

事前協議について

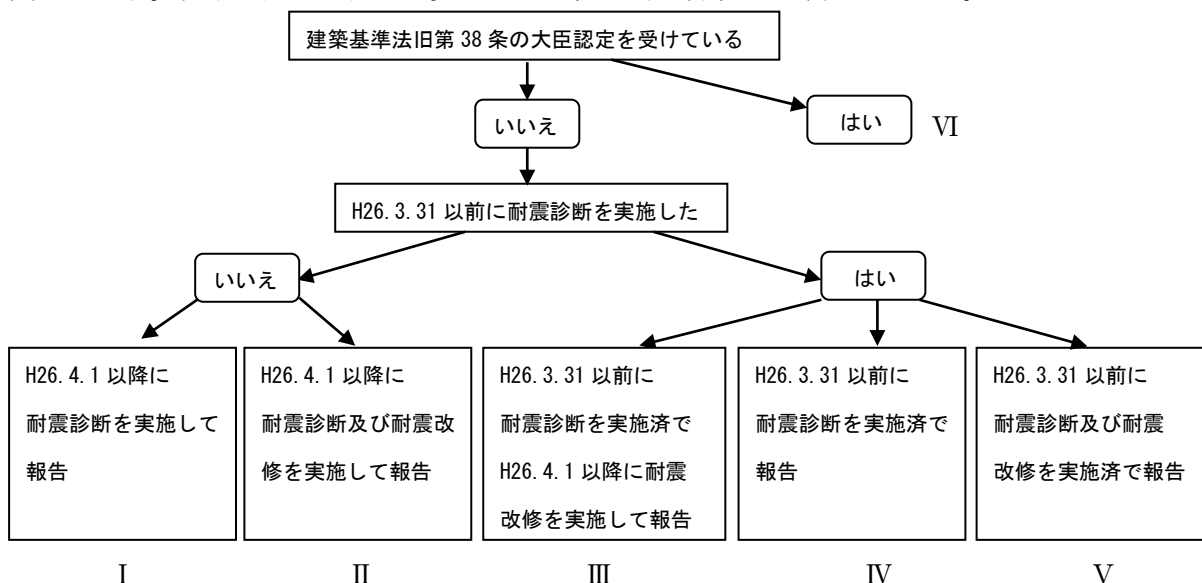
所有する建築物が耐震診断の義務付け対象建築物か分からない場合は、次の図書をご用意いただき事前協議にお越しくください。また、これらの図書以外にも必要な図書の提出を求めています。耐震診断結果の報告期限を踏まえて早い段階で事前協議にお越しくください。

- ① 事前協議書（要領別記第1号様式）
- ② 添付図書等一覧表（要領別記第2号様式）
- ③ 付近見取図、配置図及び各階平面図
- ④ 外観写真
- ⑤ 確認済証等の写し及び検査済証の写し又は当該各書類が交付されたことを確認できる書類
- ⑥ 規則の施行前に耐震診断又は耐震改修に着手した建築物はその旨が分かる書類

※規則：尼崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の規定により市長に提出すべき報告書等の添付書類に関する規則（平成26年4月1日施行）

報告書の提出について

耐震診断の結果報告に必要な書類は、耐震診断の実施の時期や耐震改修の実施の有無によって異なります。以下の図及び表をご覧ください。



ケース		報告に必要な書類
共通図書		<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果の報告書（省令別記第 21 号様式） ・添付図書一覧表（要領別記第 2 号様式） ・付近見取図、配置図及び各階平面図 ・外観写真 ・全ての確認済証等の写し及び検査済証の写し又は当該各書類が交付されたことを確認できる書類 ・建築物状況確認書（要綱別記第 1 号様式） ・建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類
I	平成 26 年 4 月 1 日以降に、耐震診断を実施して、結果報告を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果表（要領別記第 3 号様式） ・耐震診断の評価書の写し（※） ・耐震診断の実施者の資格が確認できる書類 ・耐震診断の実施者が登録資格者講習を修了したことを確認できる書類
II	平成 26 年 4 月 1 日以降に、耐震診断及び耐震改修を実施し、結果報告を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果表（要領別記第 3 号様式） ・耐震改修の計画の評価書の写し（※） ・耐震改修の計画の策定者の資格が確認できる書類
III	平成 26 年 3 月 31 日以前に、耐震診断を実施済で平成 26 年 4 月 1 日以降、耐震改修を行った後に結果報告を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修の計画の策定者が登録資格者講習を修了したことを確認できる書類 ・工事実施確認書（要綱別記第 2 号様式） ・耐震改修の工事の実施を確認した者の資格が確認できる書類
IV	平成 26 年 3 月 31 日以前に、耐震診断を実施済で、結果報告を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の着手時期が確認できる書類 ・耐震診断結果表（要領別記第 3 号様式） ・耐震診断結果確認書（要綱別記第 3 号様式） ・耐震診断の実施者の資格が確認できる書類
V	平成 26 年 3 月 31 日以前に、耐震診断及び耐震改修を実施済で結果報告を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事の着手時期が確認できる書類 ・耐震診断結果表（要領別記第 3 号様式） ・耐震診断結果確認書（要綱別記第 3 号様式） ・耐震改修計画の設計者の資格が確認できる書類 ・工事実施確認書（要綱別記第 2 号様式） ・耐震改修工事の実施を確認した者の資格が確認できる書類
VI	建築基準法旧第 38 条の大臣認定を受けている場合	旧第 38 条認定の認定書の写し
昭和 56 年 6 月 1 日以降に増改築を行い、新耐震基準に適合する部分がある場合		当該部分については、当該工事に係る確認済証等の写し及び検査済証等の写し又は当該各書類が交付されたことを確認できる書類の写しをもって、ケース I、II の欄に記載した書類とすることができる

（※）小規模な建築物として市長が認める建築物及び建築物の部分については耐震診断結果確認書（要綱別記第 3 号様式）に代えることが可能です。

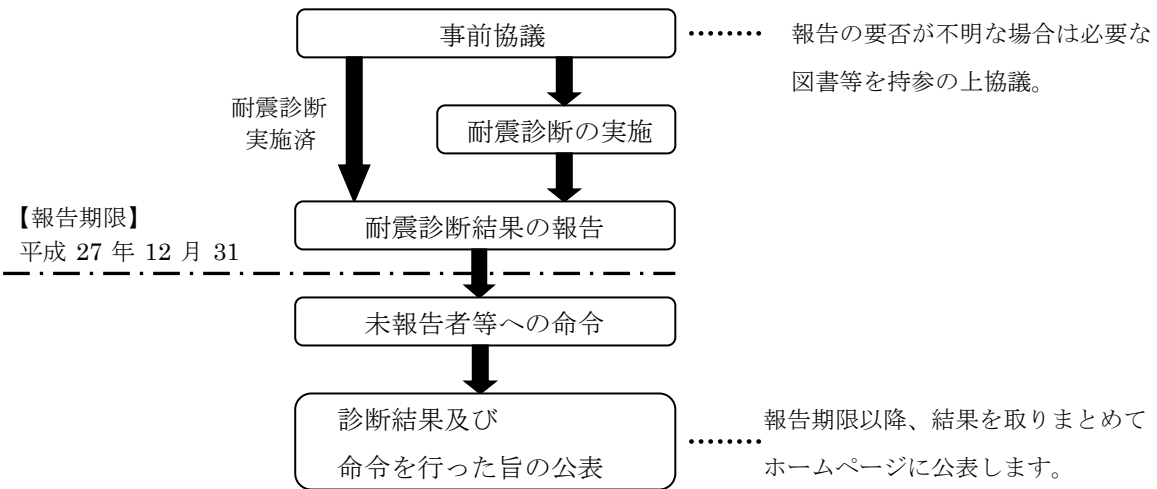
耐震診断結果の公表について

報告期限終了後に、耐震診断の結果をホームページに公表します。

所有者が期限までに報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、市から所有者に対して、報告を行い、又はその内容を是正するように命令を行います。その場合、法律に基づき命令を行ったことをホームページに公表します。

※主な公表内容：建築物の名称、所在地、用途、耐震診断の結果、耐震改修・建替又は除却の予定等（命令を行った場合は上記に加え命令をした年月日とその内容）

耐震診断結果の報告の流れ



※報告にあたっての注意事項

- ①耐震診断の結果の報告書（省令別記第 21 号様式）は、義務付け対象建築物ごとに提出
- ②同報告書第 1 面の報告者は建築物の所有者を記載（区分所有の場合はその中の 1 名で可）
- ③同報告書第 2 面以降は、耐震診断を行った建築物（構造上の 1 棟）ごとに記載
- ④添付図書は、耐震診断を行った建築物（構造上の 1 棟）ごとに添付

事前協議先・報告書の提出先

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市役所都市整備局都市計画部建築指導課（本庁北館5階）

電話 06-6489-6647（直通）